

第百九十八回国
参議院内閣委員会會議録第九号

平成三十一年四月十六日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

四月十一日

辞任

今井絵理子君
難波 奨二君

補欠選任

山東 昭子君
相原久美子君

四月十二日

辞任

佐藤 啓君
藤末 健三君
森屋 宏君
古賀 之士君

補欠選任

石井 準一君
有村 治子君
野上浩太郎君
榛葉賀津也君

四月十五日

辞任

山東 昭子君
豊田 俊郎君
三原じゅん子君
榛葉賀津也君

補欠選任

石井 浩郎君
自見はなこ君
三木 亨君
森本 真治君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

石井 正弘君

委員

藤川 政人君
和田 政宗君
相原久美子君
矢田わか子君

有村 治子君
石井 準一君
石井 浩郎君
岡田 広君
自見はなこ君
野上浩太郎君

舞立 昇治君
三木 亨君
牧山ひろえ君
木戸口英司君
森本 真治君
竹内 真二君
西田 実仁君
清水 貴之君
田村 智子君
鈴木 俊一君
宮崎 一徳君

国務大臣
国務大臣
事務局側
常任委員会専門員

本日の会議に付した案件

○理事の辞任及び補欠選任の件

○内閣の重要政策及び警察等に関する調査

(東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の諸施策に関する件)

○委員長(石井正弘君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る十二日までに、難波奨二君、今井絵理子さん、藤末健三君、佐藤啓君、森屋宏君及び古賀之士君が委員を辞任され、その補欠として相原久美子さん、山東昭子さん、有村治子さん、石井準一君、野上浩太郎君及び榛葉賀津也君が選任されました。

また、昨日、榛葉賀津也君、三原じゅん子さん、山東昭子さん及び豊田俊郎君が委員を辞任され、その補欠として森本真治君、三木亨君、石井浩郎君及び自見はなこさんが選任されました。

○委員長(石井正弘君) 理事の辞任についてお諮

りいたします。

牧山ひろえさんから、文書をもって、都合により理事を辞任したい旨の申出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(石井正弘君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

この際、理事の補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(石井正弘君) 御異議ないと認めます。

それでは、理事に相原久美子さんを指名いたします。

○委員長(石井正弘君) 内閣の重要政策及び警察等に関する調査を議題といたします。

東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の諸施策について、鈴木国務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。鈴木国務大臣。

○国務大臣(鈴木俊一君) 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣及びサイバーセキュリティ戦略本部に関する事務を担当する国務大臣として、一言御挨拶を申し上げます。

東京大会の開催を来年に控え、いよいよ、各競技のテストイベントが始まるなど、大会本番に向けて準備を加速化していく段階となります。

政府としては、東京大会を世界一の大会として大成功させるために、将来に受け継がれるレガシーを創出するため、閣議決定した基本方針に基づいて、各府省庁の関連施策を一体として確実に

実行してまいります。そのために、関係大臣等と緊密に連携し、政府一丸となって関係施策の推進を加速させるとともに、東京都や組織委員会、競技会場が所在している自治体等ともしっかりと連携してまいります。

東京大会の重要な柱の一つは、復興オリンピック・パラリンピックです。被災地の皆様のお気持ちに寄り添いながら復興に全力を傾けていく内閣の基本方針にのっとり、大会の開催により世界の注目が日本に集まるこの機会に、東日本大震災から復興しつつある姿を世界に向けて発信してまいります。

被災三県における復興の火の展示の後、全国を巡る聖火リレーは福島からスタートします。また、最初の競技も開会式に先駆けて福島で行われます。政府としても、被災地の自治体と大会参加国・地域の交流を行う復興「ありがとう」ホストタウンの取組を推進するとともに、被災地産の食材等の活用取組を進めてまいります。

安全は我が国が世界に誇る価値であり、東京大会の成功に不可欠なものです。テロなど組織犯罪への対策、サイバーセキュリティ対策など、セキュリティの万全と安全、安心を確保するためのあらゆる対策を進めてまいります。

また、輸送については、大会関係者や観客の輸送と一般交通及び市民生活の適切な共存を図るため、国民や企業などの皆様の理解と協力を得ながら、大会期間中の交通行動の見直しに関する機運醸成や合意形成を図るなど、対策を進めてまいります。

さらに、暑さ対策について、多言語での情報発信や救護体制の整備など、ソフト、ハード両面で対策に取り組んでまいります。

夏季パラリンピック競技大会が同一都市で二度開催されるのは東京が初めてとなります。パリリ

ンピックを成功させてこそ東京大会の成功であり、パラアスリートがその力を最大限に発揮できるよう、最高の環境を整えるとともに、各競技会場が観客でいっぱいになるよう、更なる機運醸成に取り組んでまいります。

また、大会を契機とした共生社会を実現するため、ユニバーサルデザイン二〇二〇行動計画に基づき、ユニバーサルデザインの町づくりと心のバリアフリーの両面で政府の取組を継続的に改善してまいります。

東京大会を日本全国の祭典とするため、ホストタウンの取組を推進しており、今後、相手国・地域の更なる拡大や、大会の競技終了後の選手等との交流、特にパラリンピックを重点に置いた取組を進めてまいります。

また、次世代に誇れるレガシー創出に資する文化プログラムを認証するビヨンド二〇二〇プログラムを実施するとともに、日本博の実施に向けて関係大臣等と連携してまいります。

さらには、健康面などで自己ベストを目指す取組を支援するビヨンド二〇二〇マイベストプログラムを推進してまいります。

また、外国人旅行者の受入れ体制の推進を図るとともに、日本食の提供や国産食材の活用、多様な食文化への対応等の推進、木材利用の推進などについて関係大臣等と連携して取り組み、日本の魅力を発信してまいります。

東京大会の安全、安心の確保のため、海外における感染症の発生動向を踏まえた検疫体制の整備や、国内で発生した感染症に関するサーベイランス機能の強化を進めており、風疹等を含めた感染症対策についてしっかりと取り組んでまいります。

東京大会のメインスタジアムとなる新国立競技場については、新国立競技場の整備計画に基づき、本年十一月の完成を目指して着実に整備プロセスを進めてまいります。

また、ラグビーワールドカップ二〇一九に関係する施策との連携を推進するとともに、東京大会

をドーピングのない、クリーンでフェアプレーの大会とするために文部科学大臣等と連携してまいります。

大会開催経費については、レガシー創出やアスリートファーストの観点に配慮しつつ、関係者とともに効率化に取り組んでまいります。また、透明性を確保し、国民の皆様の理解を得るためにも、より丁寧な説明に努めてまいります。

昨年、サイバー空間と実空間の一体化が進み、様々な恩恵がもたらされている一方で、サイバー攻撃による多大な経済的、社会的損失が生じるなどの脅威が急速に高まっており、サイバーセキュリティの確保がますます重要になっていきます。また、東京大会の成功に向け、対策に着実に取り組んでいく必要があります。

昨年七月に閣議決定した新たなサイバーセキュリティ戦略を確実に実施するよう、関係大臣と連携して取り組んでまいります。

また、昨年十二月に成立したサイバーセキュリティ基本法の一部を改正する法律に基づき、本年四月一日に組織された、サイバーセキュリティ協議会の円滑な運営に取り組んでまいります。

私は、平成二十九年八月から昨年十月まで担当大臣を務める中で、過去に大会を開催した都市を訪問し、運営状況や大会後のレガシーなどについて関係者と会談するとともに、大会関連施設などを視察するなどしてまいりました。これらの知見を生かし、東京大会が、世界の人々に感動を与えるとともに、国民の皆様から祝福され、将来にわたり語り継がれる大会として大成功を収められるよう、全力で担当大臣の職務に取り組んでまいります。石井委員長を始め、理事、委員の皆様方の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

○委員長(石井正弘君) 以上で発言は終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。

午前十時十分散会

四月十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案

子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「支給認定等」を「教育・保育給付認定等」に、

第三章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業(第三十一

条) 第一節 特定教育・保育施設(第三十一

条) 第二節 特定教育・保育施設等(第三十一

条) 第三節 特定教育・保育施設等(第三十一

条) 第四節 特定教育・保育施設等(第三十一

条) 第五節 特定教育・保育施設等(第三十一

条) 第六節 特定教育・保育施設等(第三十一

条) 第七節 特定教育・保育施設等(第三十一

条) 第八節 特定教育・保育施設等(第三十一

条) 第九節 特定教育・保育施設等(第三十一

条) 第十節 特定教育・保育施設等(第三十一

条) 第十一節 特定教育・保育施設等(第三十一

条) 第十二節 特定教育・保育施設等(第三十一

条) 第十三節 特定教育・保育施設等(第三十一

条) 第十四節 特定教育・保育施設等(第三十一

条) 第十五節 特定教育・保育施設等(第三十一

かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたもの」を加える。

第七條に次の一項を加える。

10 この法律において「子ども・子育て支援施設等」とは、次に掲げる施設又は事業をいう。

一 認定こども園(保育所等(認定こども園法第二條第五項に規定する保育所等をいう。第五号において同じ。))であるもの及び第二十七條第一項に規定する特定教育・保育施設であるものを除く。第三十條の十一第一項第一号、第五十八條の四第一項第一号、第五十八條の十第一項第二号、第五十九條第三号口及び第六章において同じ。)

二 幼稚園(第二十七條第一項に規定する特定教育・保育施設であるものを除く。第三十條の十一第一項第二号、第三十條第二節(第五十八條の九第六項第三号口を除く。)、第五十九條第三号口及び第六章において同じ。)

三 特別支援学校(学校教育法第一條に規定する特別支援学校をいい、同法第七十六條第二項に規定する幼稚園に限る。以下同じ。)

四 児童福祉法第五十九條の二第一項に規定する施設(同項の規定による届出がされたものに限り、次に掲げるものを除く。のうち、当該施設に配置する従業者及びその員数その他の事項について内閣府令で定める基準を満たすもの)

イ 認定こども園法第三條第一項又は第三項の認定を受けたもの

ロ 認定こども園法第三條第十一項の規定による公示がされたもの

ハ 第五十九條の二第二項の規定による助成を受けているもののうち政令で定めるもの

五 認定こども園、幼稚園又は特別支援学校において行われる教育・保育(教育又は保育をいう。以下同じ。))であつて、次のイ又はロに掲げる当該施設の区分に応じそれぞれイ又はロに定める一日当たりの時間及び期間の範囲外において、家庭において保育を受けること

第二款 教育・保育給付認定等

第二十六条中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める。

ども」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に、「支給認定保護者」を「教

八条の三において同じ。の保護者に対し、その
小学校就学前子どもの第三十条の十一第一項に

規定する特定子ども・子育て支援の利用について行う。

一 満三歳以上の小学校就学前子ども(次号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。)

二 満三歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した小学校就学前子どもであつて、第十九条第一項第二号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

三 満三歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある小学校就学前子どもであつて、第十九条第一項第二号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもののうち、その保護者及び当該保護者と同じ世帯に属する者が第三十条の十一第一項に規定する特定子ども・子育て支援のあつた月の属する年度(政令で定める場合)にあつては、前年度分の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含み、同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。以下この号において同じ。)を課されない者(これに準ずる者として政令で定める者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。次条第七項第二号において「市町村民税世帯非課税者」という。)であるもの

(市町村の認定等)

第三十条の五 前条各号に掲げる小学校就学前子どもの保護者は、子育てのための施設等利用給付を受けようとするときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、その小学校就学前子どもごとに、子育てのための施設等利用給付を受ける資格を有すること及びその該当する同条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定を申請し、その認定を受けなければならない。

2 前項の認定(以下「施設等利用給付認定」という。)は、小学校就学前子どもの保護者の居住地の市町村が行うものとする。ただし、小学校就学前子どもは、保護者が居住地を有しないとき、又は明らかでないときは、その小学校就学前子どもの保護者の現在地の市町村が行うものとする。

3 市町村は、施設等利用給付認定を行ったときは、内閣府令で定めるところにより、その結果その他の内閣府令で定める事項を当該施設等利用給付認定に係る保護者(以下「施設等利用給付認定保護者」という。)に通知するものとする。

4 市町村は、第一項の規定による申請について、当該保護者が子育てのための施設等利用給付を受ける資格を有すると認められないときは、理由を付して、その旨を当該申請に係る保護者に通知するものとする。

5 第一項の規定による申請に対する処分は、当該申請のあつた日から三十日以内になければならない。ただし、当該申請に係る保護者の労働又は疾病の状況の調査に日時を要することその他の特別な理由がある場合には、当該申請のあつた日から三十日以内に、当該保護者に対し、当該申請に対する処分をするためになお要する期間(次項において「処理見込期間」という。)及びその理由を通知し、これを延期することができ。

6 第一項の規定による申請をした日から三十日以内に当該申請に対する処分がされないとき、若しくは前項ただし書の規定による通知がないとき、又は処理見込期間が経過した日までに当該申請に対する処分がされないときは、当該申請に係る保護者は、市町村が当該申請を却下したものとみなすことができる。

7 次の各号に掲げる教育・保育給付認定保護者であつて、その保育認定子どもについて現に施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費の支給を受けていないものは、第一項の規定にかかわらず、施設等利用給付認定の申請をすることを要しない。この場合において、当該教育・保育給付認定保護者は、子育てのための施設等利用給付を受ける資格を有すること及び当該保育認定子どもが当該各号に定める小学校就学前子どもの区分に該当することについての施設等利用給付認定を受けたものとみなす。

一 第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(満三歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるものを除く。)に係る教育・保育給付認定保護者 前条第二号に掲げる小学校就学前子ども

二 第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(満三歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるものに限り。又は満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者(その者及びその者と同一の世帯に属する者が市町村民税世帯非課税者である場合に限り。前条第三号に掲げる小学校就学前子ども

(施設等利用給付認定の有効期間)

第三十条の六 施設等利用給付認定は、内閣府令で定める期間(以下「施設等利用給付認定の有効期間」という。)内に限り、その効力を有する。(届出)

第三十条の七 施設等利用給付認定保護者は、施設等利用給付認定の有効期間内において、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、その労働又は疾病の状況その他の内閣府令で定める事項を届け出、かつ、内閣府令で定める書類その他の物件を提出しなければならない。(施設等利用給付認定の変更)

第三十条の八 施設等利用給付認定保護者は、現に受けている施設等利用給付認定に係る小学校就学前子ども(以下「施設等利用給付認定子ども」という。)の該当する第三十条の四各号に掲げる小学校就学前子どもその他の内閣府令で定める事項を変更する必要があるときは、市町村に対し、施設等利用給付認定の変更の認定を申請することができる。

2 市町村は、前項の規定による申請により、施設等利用給付認定保護者につき、必要があると認めるときは、施設等利用給付認定の変更の認定を行うことができる。

3 第三十条の五第二項から第六項までの規定は、前項の施設等利用給付認定の変更の認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

4 市町村は、職権により、施設等利用給付認定保護者につき、第三十条の四第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する施設等利用給付認定子どもが満三歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した日以後引き続き同一の特定子ども・子育て支援施設等(第三十条の十一第一項に規定する特定子ども・子育て支援施設等をいう。)を利用するときその他必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、施設等利用給付認定の変更の認定を行うことができる。

令で定める事項を変更する必要があるときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、施設等利用給付認定の変更の認定を申請することができる。

2 市町村は、前項の規定による申請により、施設等利用給付認定保護者につき、必要があると認めるときは、施設等利用給付認定の変更の認定を行うことができる。

3 第三十条の五第二項から第六項までの規定は、前項の施設等利用給付認定の変更の認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

4 市町村は、職権により、施設等利用給付認定保護者につき、第三十条の四第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する施設等利用給付認定子どもが満三歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した日以後引き続き同一の特定子ども・子育て支援施設等(第三十条の十一第一項に規定する特定子ども・子育て支援施設等をいう。)を利用するときその他必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、施設等利用給付認定の変更の認定を行うことができる。

5 第三十条の五第二項及び第三項の規定は、前項の施設等利用給付認定の変更の認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

(施設等利用給付認定の取消し)

第三十条の九 施設等利用給付認定を行った市町村は、次に掲げる場合には、当該施設等利用給付認定を取り消すことができる。

一 当該施設等利用給付認定に係る満三歳未満の小学校就学前子どもが、施設等利用給付認定の有効期間内に、第三十条の四第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当しなくなつたとき。

二 当該施設等利用給付認定保護者が、施設等利用給付認定の有効期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至つたとき。

三 当該施設等利用給付認定保護者が、施設等利用給付認定の有効期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至つたとき。

四 当該施設等利用給付認定保護者が、施設等利用給付認定の有効期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至つたとき。

五 当該施設等利用給付認定保護者が、施設等利用給付認定の有効期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至つたとき。

六 当該施設等利用給付認定保護者が、施設等利用給付認定の有効期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至つたとき。

七 当該施設等利用給付認定保護者が、施設等利用給付認定の有効期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至つたとき。

八 当該施設等利用給付認定保護者が、施設等利用給付認定の有効期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至つたとき。

たと認めるとき。

三 その他政令で定めるとき。

2 市町村は、前項の規定により施設等利用給付認定の取消しを行ったときは、理由を付して、その旨を当該取消しに係る施設等利用給付認定保護者に通知するものとする。

(内閣府令への委任)

第三十条の十 この款に定めるもののほか、施設等利用給付認定の申請その他の手続に關し必要な事項は、内閣府令で定める。

第三款 施設等利用費の支給

第三十条の十一 市町村は、施設等利用給付認定子どもが、施設等利用給付認定の有効期間内において、市町村長が施設等利用費の支給に係る施設又は事業として確認する子ども・子育て支援施設等(以下「特定子ども・子育て支援施設等」という。)から当該確認に係る教育・保育その他の子ども・子育て支援(次の各号に掲げる子ども・子育て支援施設等の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもに該当する施設等利用給付認定子どもが受けるものに限る。以下「特定子ども・子育て支援」という。)を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者に対し、当該特定子ども・子育て支援に要した費用(食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用のうち内閣府令で定める費用を除く。)について、施設等利用費を支給する。

一 認定子ども園 第三十条の四各号に掲げる小学校就学前子ども

二 幼稚園又は特別支援学校 第三十条の四第一号若しくは第二号に掲げる小学校就学前子ども又は同条第三号に掲げる小学校就学前子ども(満三歳以上のものに限る。)

三 第七条第十項第四号から第八号までに掲げる子ども・子育て支援施設等 第三十条の四第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子ども

2 施設等利用費の額は、一月につき、第三十条の四各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、子どものための教育・保育給付との均衡、子ども・子育て支援施設等の利用に要する標準的な費用の状況その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額とする。

3 施設等利用給付認定子どもが特定子ども・子育て支援施設等から特定子ども・子育て支援を受けたときは、市町村は、当該施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者が当該特定子ども・子育て支援施設等である施設等の設置者又は事業を行う者(以下「特定子ども・子育て支援提供者」という。)に支払うべき当該特定子ども・子育て支援に要した費用について、施設等利用費として当該施設等利用給付認定保護者に支給すべき額の限度において、当該施設等利用給付認定保護者に代わり、当該特定子ども・子育て支援提供者に支払うことができる。

4 前項の規定による支払があつたときは、施設等利用給付認定保護者に対し施設等利用費の支給があつたものとみなす。

5 前各項に定めるもののほか、施設等利用費の支給に關し必要な事項は、内閣府令で定める。

第三章の章名及び同章第一節の節名を次のように改める。

第三章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者並びに特定子ども・子育て支援施設等

第一節 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者

第三章第一節中第三十一条の前に次の款名を付する。

第一款 特定教育・保育施設

第三十一条第一項中「含む。」の下に「第五十八条の九第二項、第三項及び第六項、第六十五条第四号及び第五号並びに」を、「いう」の下に「第五十八条の四第一項第一号、第五十八条の九第二項並びに第六十五条第三号及び第四号において同じ」

を加える。

第三十二条第二項中「この節を」この款に改める。

第三十三条第一項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第二項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第四項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第五項中「教育・保育(地域型保育を除く。以下この項及び次項において同じ。)」を「特定教育・保育」に改め、「第四十五條第四項」の下に「及び第五十八條の三第一項」を加え、「教育・保育」を「特定教育・保育」に改め、同条第五項中「教育・保育」を「特定教育・保育」に改め、同条第六項中「又は」を「及び」に改める。

第三十四条第一項第二号中「設置基準」の下に「(第五十八條の四第一項第二号及び第三号並びに第五十八條の九第二項において「設置基準」という。)を加え、同条第二項中「この節を」この款に改める。

第三十六条中「特定教育・保育施設の下に」の設置者」を加え、「その」を「当該特定教育・保育施設に係る第二十七條第一項の」に改める。

第三十八條第一項中「特定教育・保育施設又は」を「特定教育・保育施設若しくは」に改め、同条第二項中「権限について」の下に「それぞれ」を加える。

第四十条第一項第五号中「報告又は」を「報告若しくは」に改める。

第四十一条第三号中「又は」の下に「同項の」を加える。

第四十二条第一項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第三章第二節の節名を削る。

第四十三条の前に次の款名を付する。

第二款 特定地域型保育事業者

第四十四条第一項中「この節を」この款に改める。

第四十五条第一項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第六項中「又は」を「及び」に改める。

第四十八条中「その」を「当該特定地域型保育事業者に係る第二十九條第一項の」に改める。

第五十条第一項中「特定地域型保育事業者又は」を「特定地域型保育事業者若しくは」に改め、同条第二項中「権限について」の下に「それぞれ」を加える。

第五十二条第一項第五号中「報告又は」を「報告若しくは」に改める。

第五十三条第三号中「又は」の下に「同項の」を加える。

第五十四条第一項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第五十五条の前に次の款名を付する。

第三款 業務管理体制の整備等

第五十五条第三項中「この節を」この款に改める。

第五十六条第五項中「権限について」の下に「それぞれ」を加える。

第三章第四節の節名を削る。

第五十八条の前に次の款名を付する。

第四款 教育・保育に關する情報の報告及び公表

第三章に次の一節を加える。

第二節 特定子ども・子育て支援施設等(特定子ども・子育て支援施設等の確認)

第五十八條の二 第三十条の十一第一項の確認は、内閣府令で定めるところにより、子ども・子育て支援施設等である施設の設置者又は事業を行う者の申請により、市町村長が行う。

(特定子ども・子育て支援提供者の責務)

第五十八條の三 特定子ども・子育て支援提供者は、施設等利用給付認定子どもに対し適切な特定子ども・子育て支援を提供するとともに、市町村、児童相談所、児童福祉施設、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、良

質な特定子ども・子育て支援を小学校就学前子どもに置かれている状況その他の事情に応じ、効果的に行うように努めなければならない。

2 特定子ども・子育て支援提供者は、小学校就学前子どもの人格を尊重するとともに、この法律及びこの法律に基づく命令を遵守し、誠実にその職務を遂行しなければならない。

(特定子ども・子育て支援施設等の基準)

第五十八条の四 特定子ども・子育て支援提供者は、次の各号に掲げる子ども・子育て支援施設等の区分に応じ、当該各号に定める基準を遵守しなければならない。

一 認定子ども園 認定子ども園法第三条第一項の規定により都道府県(指定都市等)所在認定子ども園(都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人が設置するものを除く。)については、当該指定都市等。以下この号において同じ。の条例で定める要件(当該認定子ども園が同項の認定を受けたものである場合に限る。)、同条第三項の規定により都道府県の条例で定める要件(当該認定子ども園が同項の認定を受けたものである場合に限る。)、又は認定子ども園法第十三条第一項の規定により都道府県の条例で定める設備及び運営についての基準(当該認定子ども園が幼保連携型認定子ども園である場合に限る。)

二 幼稚園 設置基準(幼稚園に係るものに限る。)

三 特別支援学校 設置基準(特別支援学校に係るものに限る。)

四 第七条第十項第四号に掲げる施設 同号の内閣府令で定める基準

五 第七条第十項第五号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

六 第七条第十項第六号に掲げる事業 児童福祉法第三十四条の十三の厚生労働省令で定める基準(第五十八条の九第三項において「一時預かり事業基準」という。)

七 第七条第十項第七号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

八 第七条第十項第八号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

2 特定子ども・子育て支援提供者は、内閣府令で定める特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準に従い、特定子ども・子育て支援を提供しなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の内閣府令で定める特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣及び厚生労働大臣に協議しなければならない。

(変更の届出)

第五十八条の五 特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所の名称及び所在地その他の内閣府令で定める事項に変更があったときは、内閣府令で定めるところにより、十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

(確認の辞退)

第五十八条の六 特定子ども・子育て支援提供者は、三月以上の予告期間を設けて、当該特定子ども・子育て支援施設等に係る第三十条の十一第一項の確認を辞退することができる。

2 特定子ども・子育て支援提供者は、前項の規定による確認の辞退をするときは、同項に規定する予告期間の開始日の前一月以内に当該特定子ども・子育て支援を受けていた者であつて、確認の辞退の日以後においても引き続き当該特定子ども・子育て支援に相当する教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供を希望する者に対し、必要な教育・保育その他の子ども・子育て支援が継続的に提供されるよう、他の特定子ども・子育て支援提供者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(市町村長等による連絡調整又は援助)

第五十八条の七 市町村長は、特定子ども・子育て支援提供者による前条第二項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該特定子ども・子育て支援提供者及び他の特定子ども・子育て支援提供者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該特定子ども・子育て支援提供者及び当該関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。

2 第三十七條第二項及び第三項の規定は、特定子ども・子育て支援提供者による前条第二項に規定する便宜の提供について準用する。

(報告等)

第五十八条の八 市町村長は、必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは特定子ども・子育て支援提供者若しくは特定子ども・子育て支援施設であつた者若しくは特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは事業所の職員であつた者(以下この項において「特定子ども・子育て支援提供者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、特定子ども・子育て支援提供者若しくは特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは事業所の職員若しくは特定子ども・子育て支援提供者の職務その他特定子ども・子育て支援施設等の運営に係る場所の立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第十三条第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

(勧告、命令等)

第五十八条の九 市町村長は、特定子ども・子育て支援提供者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該特定子ども・子育て支援提供者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一 第七条第十項各号(第一号から第三号まで及び第六号を除く。以下この号において同じ。)に掲げる施設又は事業の区分に応じ、当該各号の内閣府令で定める基準に従つて施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な特定子ども・子育て支援施設等の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。

二 第五十八条の四第二項の内閣府令で定める特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準に従つて施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な特定子ども・子育て支援施設等の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。

三 第五十八条の六第二項に規定する便宜の提供を施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。

2 市町村長は、特定子ども・子育て支援施設等である幼稚園又は特別支援学校の設置者(国及び地方公共団体公立大学法人を含む。次項及び第六項において同じ。)を除く。が設置基準(幼稚園又は特別支援学校に係るものに限る。)に従つて施設等利用費の支給に係る施設として適正な子ども・子育て支援施設等の運営をしていないと認めるときは、遅滞なく、その旨を、当該幼稚園又は特別支援学校に係る学校教育法第四条第一項の認可を行った都道府県知事に通知しなければならない。

3 市町村長(指定都市等又は児童相談所設置市の長を除く。)は、特定子ども・子育て支援施設等である第七条第十項第六号に掲げる事業を行う者(国及び地方公共団体を除く。)が一時預かり事業基準に従つて施設等利用費の支給に係る事業として適正な子ども・子育て支援施設等の運営をしていないと認めるときは、遅滞なく、

の他の内閣府令で定める事項を公示しなければならない。

一 第三十条の十一第一項の確認をしたとき。

二 第五十八条の六第一項の規定による第三十条の十一第一項の確認の辞退があったとき。

三 前条第一項の規定により第三十条の十一第一項の確認を取り消し、又は同項の確認の全部若しくは一部の効力を停止したとき。

(都道府県知事に対する協力要請)

第五十八条の十二 市町村長は、第三十条の十一第一項及び第五十八条の八から第五十八条の十までに規定する事務の執行及び権限の行使に関し、都道府県知事に対し、必要な協力を求めることができる。

第五十九条第二号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子ども」を「第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。以下この号及び附則第六条において「保育認定子ども」という。」を「保育認定子ども」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者のうち、その属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める基準に該当するものに対し、当該教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者が支払うべき次に掲げる費用の全部又は一部を助成する事業

イ 当該教育・保育給付認定保護者に係る教育・保育給付認定子どもが特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育又は特例保育(以下このイにおいて「特定教育・保育等」という。)を受けた場合における日用品、文房具その他の特定教育・保育等に必要物品の購入に要する費用又は特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用その他これらに類する費用として市町村が定めるもの

ロ 当該施設等利用給付認定保護者に係る施設等利用給付認定子どもが特定子ども・子育て支援(特定子ども・子育て支援施設等である認定子ども園又は幼稚園が提供するものに限る。)を受けた場合における食事の提供に要する費用として内閣府令で定めるもの

第六十条第二項第一号中「子ども・子育て支援給付」を「子どものための教育・保育給付」に改め、「確保の下に」、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を加える。

第六十一条第二項第三号中「子ども・子育て支援給付」を「子どものための教育・保育給付」に改め、同項に次の一号を加える。

四 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

第六十二条第二項第二号中「子ども・子育て支援給付」を「子どものための教育・保育給付」に改め、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携に関する事項

第六十五条中第三号を第六号とし、第二号の次に次の三号を加える。

三 市町村(市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。次号及び第五号において同じ。)が設置する特定子ども・子育て支援施設等(認定子ども園、幼稚園及び特別支援学校に限る。)に係る施設等利用費の支給に要する費用

四 国、都道府県(都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人を含む。次号及び次条第二号において同じ。)又は市町村が設置し、又は行う特定子ども・子育て支援施設等(認定子ども園、幼稚園及び特別支援学校を除く。)に係る施設等利用費の支給に要する費用

し、又は行う特定子ども・子育て支援施設等に係る施設等利用費の支給に要する費用

第六十六条中「都道府県が設置する特定教育・保育施設に係る施設型給付費及び特別施設型給付費の費の支給に要する」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

一 都道府県が設置する特定教育・保育施設に係る施設型給付費及び特別施設型給付費の支給に要する費用

二 都道府県が設置する特定子ども・子育て支援施設等(認定子ども園、幼稚園及び特別支援学校に限る。)に係る施設等利用費の支給に要する費用

第六十六条の二第一項中「負担すべきもの」の下に「の算定の基礎となる額」を加え、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条を第六十六条の三とする。

第六十六条の次に次の一条を加える。

(国の支弁)

第六十六条の二 国(国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。)が設置する特定子ども・子育て支援施設等(認定子ども園、幼稚園及び特別支援学校に限る。)に係る施設等利用費の支給に要する費用は、国の支弁とする。

第六十七条第二項中「同条第三号」を「同条第六号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 都道府県は、政令で定めるところにより、第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第四号及び第六号の次に次の一項を加える。

第六十八条第二項中「同条第三号」を「同条第六号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 国は、政令で定めるところにより、第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第四号及

び第五号に掲げる費用のうち、前条第二項の政令で定めるところにより算定した額の二分の一を負担するものとし、市町村に対し、国が負担する額を交付する。

第七十条第二項中「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

第七十八条第一項中「を受ける権利及び」を「及び子育てのための施設等利用給付を受ける権利並びに」に改め、同条第二項中「の支給」を「及び子育てのための施設等利用給付の支給」に改める。

第八十三条中「第十五条第一項」の下に「第三十条の三において準用する場合を含む。以下この条において同じ。」を加える。

第八十四条中「又は第五十条第一項」を「第五十条第一項若しくは第五十八条の八第一項」に改める。

第八十六条中「第十五条第二項」の下に「第三十条の三において準用する場合を含む。以下この条において同じ。」を加える。

第八十七条第一項中「第十三条第一項」の下に「第三十条の三において準用する場合を含む。以下この項において同じ。」を加え、「同項」を「第十三条第一項」に改め、同条第二項中「第十四条第一項」の下に「第三十条の三において準用する場合を含む。以下この項において同じ。」を加え、「又は同項」を「又は第十四条第一項」に改める。

附則第六条第四項から第六項までの規定中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

附則第九条第一項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同項第一号イ、第二号イ(1)及びロ(1)並びに第三号イ(1)及びロ(1)中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

附則に次の十一條を加える。

(子ども・子育て支援臨時交付金の交付)

第十五条 国は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律(平成三十一年法律第 号。

次項及び附則第二十二條において「平成三十一

年改正法」という。)の施行により地方公共団体の子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業に要する費用(施設等利用給付認定保護者の経済的負担の軽減に要する費用として総務省令で定める費用に限る。)のうち、各都道府県又は各市町村が負担すべき費用に相当する額として総務省令で定めるところにより算定した額	二 平成三十一年度における地域子ども・子育て支援事業に要する費用(施設等利用給付認定保護者の経済的負担の軽減に要する費用として総務省令で定める費用に限る。)のうち、各都道府県又は各市町村が負担すべき費用に相当する額として総務省令で定めるところにより算定した額 (子ども・子育て支援臨時交付金の算定の時期等) 第十六条 総務大臣は、前条第三項の規定により各都道府県又は各市町村に交付すべき子ども・子育て支援臨時交付金の額を、平成三十二年三月中に決定し、これを当該都道府県又は当該市町村に通知しなければならない。 (子ども・子育て支援臨時交付金の交付時期) 第十七条 子ども・子育て支援臨時交付金は、平成三十二年三月に交付する。 (子ども・子育て支援臨時交付金の算定及び交付に関する都道府県知事の義務) 第十八条 都道府県知事は、政令で定めるところにより、当該都道府県の区域内の市町村に対し交付すべき子ども・子育て支援臨時交付金の額の算定及び交付に関する事務を取り扱わなければならない。 (子ども・子育て支援臨時交付金の額の算定に用いる資料の提出等) 第十九条 都道府県知事は、総務省令で定めるところにより、当該都道府県の子ども・子育て支援臨時交付金の額の算定に用いる資料を総務大臣に提出しなければならない。 2 市町村長は、総務省令で定めるところにより、当該市町村の子ども・子育て支援臨時交付金の額の算定に用いる資料を都道府県知事に提出しなければならない。この場合において、都道府県知事は、当該資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。 (子ども・子育て支援臨時交付金の使途) 第二十条 都道府県及び市町村は、交付を受けた子ども・子育て支援臨時交付金の額を、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業に要する経費に充てるものとする。 (交付税及び譲与税配付金特別会計における子ども・子育て支援臨時交付金の経理等) 第二十一条 子ども・子育て支援臨時交付金の交付に関する経理は、平成三十一年度に限り、特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号。以下この条において「特別会計法」という。)第二十一条の規定にかかわらず、交付税及び譲与税配付金特別会計(以下この条において「交付税特別会計」という。)において行うものとする。 2 子ども・子育て支援臨時交付金総額は、特別会計法第六条の規定にかかわらず、一般会計から交付税特別会計に繰り入れるものとする。 3 特別会計法第二十三条及び附則第十一条の規定によるほか、前項の規定による一般会計からの繰入金金は平成三十一年度における交付税特別会計の歳入とし、子ども・子育て支援臨時交付金は同年度における交付税特別会計の歳出とする。 (基準財政需要額の算定方法の特例) 第二十二条 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第十条第三十三号に掲げる経費のうち、平成三十一年改正法の施行により増大した平成三十一年度における地方公共団体の子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に要する費用については、同法第十一条の二の規定にかかわらず、地方公共団体に対して交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入しない。 (地方財政審議会の意見の聴取) 第二十三条 総務大臣は、子ども・子育て支援臨時交付金の交付に関する命令の制定又は改廃の立案をしようとする場合及び附則第十六条の規定により各都道府県又は各市町村に交付すべき子ども・子育て支援臨時交付金の額を決定しようとする場合には、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。	(事務の区分) 第二十四条 附則第十八条及び第十九条第二項後段の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二十九条第一号に規定する第一号法定受託事務とする。 (総務省令への委任) 第二十五条 附則第十五条から前条までに定めるもののほか、子ども・子育て支援臨時交付金の算定及び交付に関し必要な事項は、総務省令で定める。 附則 (施行期日) 第一条 この法律は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、次条並びに附則第三条ただし書、第八条から第十条までの規定、附則第十三条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号。別表第一の九十四の項及び別表第二の百十六の項の改正規定別表第一の九十四の項に係る部分に限る。)並びに附則第十四条及び第十七条の規定は、公布の日から施行する。 (施行前の準備) 第二条 この法律を施行するために必要な条例の制定又は改正、この法律による改正後の子ども・子育て支援法(以下「新法」という。)第三十条の五の規定による同条第一項の認定の手続、新法第五十八条の二の規定による新法第三十条の十一第一項の確認の手続その他の行為は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前において行うことができる。 (特定子ども・子育て支援施設等に関する経過措置) 第三条 この法律の施行の際現に存する新法第七條第十項第二号に規定する幼稚園又は同項第三号に規定する特別支援学校については、施行日に、新法第三十条の十一第一項の確認があつたものとみなす。ただし、当該幼稚園又は特別支援学校の設置者が施行日の前日までに、内閣府
---	--	--

令で定めるところにより、別段の申出をしたときは、この限りでない。

(児童福祉法第五十九条の二第一項に規定する施設に関する経過措置)

第四条 新法第八条に規定する子育てのための施設等利用給付については、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第五十九条の二第一項に規定する施設(同項の規定による届出がされたもの)に限り、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第三条第一項又は第三項の認定を受けたもの及び同条第十一項の規定による公示がされたものと並びに新法第七條第十項第四号ハの政令で定める施設を除く。)を同号に掲げる施設とみなして、新法第五十八條の四第一項(第四号に係る部分に限る。)、第五十八條の九第一項(第一号に係る部分に限る。及び第五十八條の十第一項(第三号に係る部分に限る。))の規定を適用する。

2 市町村(特別区を含む。以下この条において同じ。)は、施行日から起算して五年を経過する日までの間、当該市町村における保育の需要及び供給の状況その他の事情を勘案して特に必要があるとき、当該市町村の条例で定めるところにより、前項の規定により新法第七條第十項第四号に掲げる施設とみなされる施設に係る新法第三十條の十一第一項の規定による

施設等利用費の支給について、同項に規定する特定子ども・子育て支援施設等である当該施設のうち当該市町村の条例で定める基準を満たすものが提供する同項に規定する特定子ども・子育て支援を受けたときに限り、行うものとすることができる。この場合において、当該市町村の条例で定める基準は、同号の内閣府令で定める基準を超えない範囲内において定めるものとする。

3 前項の市町村の条例が定められた場合における第一項の規定の適用については、同項中「新法(第五十八條の四第一項(第四号に係る部分に限る。)、第五十八條の九第一項(第一号に係る部分に限る。及び)とあるのは、「新法」とする。この場合において、新法第五十八條の四第一項第四号中「同号の内閣府令」とあり、及び新法第五十八條の九第一項第一号中「第七條第十項各号(第一号から第三号まで及び第六号を除く。以下この号において同じ。))に掲げる施設又は事業の区分に応じ、当該各号の内閣府令」とあるのは、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律(平成三十一年法律第 号)附則第四條第二項の市町村の条例」とする。(地方自治法の一部改正)

第五條 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)

附則第十八條及び第十九條第二項後段の規定により都道府県が処理することとされている事務

(児童福祉法の一部改正)

第六條 児童福祉法の一部を次のように改正する。

第四十七條第五項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める。

(地方財政法の一部改正)

除く。」を加える。

(住民基本台帳法の一部改正)

第八條 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第二の一の五の項及び別表第四の一の五の項中「の支給」を「若しくは同法第三十條の二の子育てのための施設等利用給付の支給」に改める。

(住民基本台帳法の一部改正に伴う経過措置)

第九條 この法律の公布の日から施行日の前日までの間においては、前条の規定による改正後の住民基本台帳法別表第二の一の五の項及び別表第四の一の五の項中若しくは同法第三十條の二の子育てのための施設等利用給付の支給又は「とあるのは「の支給」と、「実施」とあるのは「実施又は子ども・子育て支援法の一部を改正する法律(平成三十一年法律第 号)による同法附則第二條の認定」とする。

(住民基本台帳法の一部改正に伴う調整規定)

第十條 この法律の公布の日が災害救助法の一部を改正する法律(平成三十年法律第五十二号)の施行の前日である場合には、附則第八條中「別表第二の一の五の項及び別表第四の一の五の項」とあるのは、「別表第二の一の三の項及び別表第四の一の三の項」とする。

2 前項の場合において、この法律の公布の日から災害救助法の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間は、前条中「別表第二の一の五の項及び別表第四の一の五の項」とあるのは、「別表第二の一の三の項及び別表第四の一の三の項」とする。

(特別会計に関する法律の一部改正)

第十一條 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第八條中「子どものための教育・保育給付」の下に、「子育てのための施設等利用給付」を加える。

第百十一條第五項第二号ロ中「諸費」の下に

「並びに子育てのための施設等利用給付交付金(同条第二項の規定による交付金をいい、同法第六十六條の二の規定により国庫が支弁する費用を含む。第百二十條第二項第三号において同じ。))を加え、同号ハ中「第六十八條第二項」を「第六十八條第三項」に改める。

第百十三條第三項中「第六十五條第三号」を「第六十五條の規定により市町村が支弁する同条第四号及び第五号に掲げる費用で同法第六十八條第二項の規定により国庫が負担するもの、同法第六十六條の二の規定により国庫が支弁する費用、同法第六十五條第六号」に、「第六十八條第二項」を「第六十八條第三項」に、「及び」を「並びに」に改める。

第百二十條第二項第三号中「子どものための教育・保育給付交付金の額」の下に、「子育てのための施設等利用給付交付金の額」を加える。

(特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十二條 前条の規定による改正後の特別会計に関する法律の規定は、平成三十一年度の予算から適用し、平成三十一年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正)

第十三條 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を次のように改正する。

別表第一の九十四の項及び別表第二の百十六の項中「の支給又は」を「若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は」に改める。

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十四條 この法律の公布の日から施行日の前日までの間においては、前条の規定による改正後の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の九十四

の項中「若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は」とあるのは「の支給」と、「実施」とあるのは「実施又は子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（平成三十一年法律第 号）による同法附則第二条の認定」とする。

（国家戦略特別区域法の一部改正）

第十五条 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第十二条の四第四項の表第二十九条第一項の項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改め、同表第二十九

平成三十二年三月三十一日

子ども・子育て支援臨時交付金に関すること。

附則第四条に次の一項を加える。

3 地方財政審議会は、第九条及び前二項に定める事務をつかさどるほか、平成三十二年三月三十一日までの間、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。この場合においては、同条第二項及び第三項の規定を準用する。

（政令への委任）

第十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第十八条 政府は、この法律の施行後二年を目途として、附則第四条の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目途として、新法の施行の状況を勘案し、新法の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて

条第二項の項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同表第三十条第一項第一号の項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同表第三十条第一項第三号の項及び第四十五条第二項の項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

（総務省設置法の一部改正）

第十六条 総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項の表平成三十三年三月三十一日の項の前に次のように加える。

所要の措置を講ずるものとする。

四月十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、子供のための予算を大幅に増やし、国の責任で安心できる保育・学童保育の実現を求めることに関する請願（第九三九号）

一、幼児教育・保育の無償化に関する請願（第九四〇号）

一、学童保育（放課後児童健全育成事業）の「従うべき基準」を堅持することが実現できる財政措置に関する請願（第九四一号）（第九四二号）

一、特定秘密保護法の即時廃止に関する請願（第九四三号）（第九四四号）（第九四五号）（第九四六号）（第九四七号）（第九四八号）（第九四九号）（第九五〇号）（第九五一号）（第九五二号）（第九五三号）（第九五四号）（第九五五号）（第九五六号）

一、保育の拡充等に関する請願（第一〇四一号）一、マイナナンバー制度の中止・廃止に関する請願（第一〇四二号）（第一〇四三号）（第一〇四四号）（第一〇四五号）（第一〇四六号）（第一〇四七号）（第一〇四八号）（第一〇四九号）（第一〇五〇号）（第一〇五一号）（第一〇五二号）（第一〇五三号）（第一〇五四号）（第一〇五五号）一、街のスナックを守ることにに関する請願（第一〇五六号）

一、特定秘密の保護に関する法律の撤廃に関する請願（第一〇五七号）

一、プライバシー権侵害のマイナナンバー制度を中止することに関する請願（第一〇五七号）

一、学童保育（放課後児童健全育成事業）の「従うべき基準」を堅持することが実現できる財政措置に関する請願（第一〇五八号）

一、プライバシー権侵害のマイナナンバー制度を中止することに関する請願（第一〇五九号）

一、学童保育（放課後児童健全育成事業）の「従うべき基準」を堅持することが実現できる財政措置に関する請願（第一一五一号）

第九三九号 平成三十一年三月二十九日受理

子供のための予算を大幅に増やし、国の責任で安心できる保育・学童保育の実現を求めることに関する請願

請願者 大阪府東大阪市 伊藤直幸 外九百九十九名

紹介議員 辰巳孝太郎君

この請願の趣旨は、第四〇五号と同じである。

第九四〇号 平成三十一年三月二十九日受理

幼児教育・保育の無償化に関する請願

請願者 大阪府富田林市 長久横 外三百九十名

紹介議員 辰巳孝太郎君

この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第九四一号 平成三十一年三月二十九日受理

学童保育（放課後児童健全育成事業）の「従うべき基準」を堅持することが実現できる財政措置に関する請願

請願者 福岡県宗像市 原田栄治 外二千二百六十九名

紹介議員 江崎 孝君

この請願の趣旨は、第五六七号と同じである。

第九四二号 平成三十一年三月二十九日受理

学童保育（放課後児童健全育成事業）の「従うべき基準」を堅持することが実現できる財政措置に関する請願

請願者 横浜市 平戸伸一 外千九百九十九名

紹介議員 福島みずほ君

この請願の趣旨は、第五六七号と同じである。

第九四三号 平成三十一年三月二十九日受理

特定秘密保護法の即時廃止に関する請願

請願者 北海道恵庭市 中山棕介 外七百二十七名

紹介議員 井上 哲士君

安倍晋三首相は、二〇一七年五月三日に二〇二〇年までに憲法を改正し、自衛隊を明記すると発言した。憲法第九十九条では憲法尊重擁護の義務を定めており、首相の発言は憲法に違反するものであることは明らかである。この間、秘密保護法、戦争法、国税通則法、共謀罪などが強行成立させられてきた。国税通則法に盛り込まれた漏洩罪は、かつて国税犯則取締法の罰則として規定され、税制・税務行政への批判を取り締まる弾圧法規として悪用されてきたものである。これらの法律は憲法に反しており、法律の専門家や戦争する国づくりに反対し、立憲主義回復、個人の尊厳を守れと声を上げる多くの人々が廃止を求めている。今、中小業者・国民の多くが望んでいるのは、安心して暮らし、営業することができる社会である。日本国憲法の国民主権、平和主義、個人の尊厳という基本理念が守りいかされる社会の実現こそ、貧困や格差、戦争をなくし、国際平和へ大きく貢献できる唯一の道である。

ついては、次の事項について実現を図られた

い。
一、「特定秘密保護法」を即時廃止すること。

第九四四号 平成三十一年三月二十九日受理
特定秘密保護法の即時廃止に関する請願
請願者 山形市 秋葉豊志 外七百二十一
名

紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第九四五号 平成三十一年三月二十九日受理
特定秘密保護法の即時廃止に関する請願
請願者 大阪市 中川幹子 外七百二十一
名

紹介議員 岩淵 友君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第九四六号 平成三十一年三月二十九日受理
特定秘密保護法の即時廃止に関する請願
請願者 大阪市 竹中亜美 外七百二十一
名

紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第九四七号 平成三十一年三月二十九日受理
特定秘密保護法の即時廃止に関する請願
請願者 東京都葛飾区 力久一清 外七百二十一
名

紹介議員 吉良よし子君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第九四八号 平成三十一年三月二十九日受理
特定秘密保護法の即時廃止に関する請願
請願者 東京都葛飾区 白石まり 外七百二十一
名

紹介議員 倉林 明子君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第九四九号 平成三十一年三月二十九日受理

特定秘密保護法の即時廃止に関する請願
請願者 東京都葛飾区 山田勲 外七百二十一
名

紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第九五〇号 平成三十一年三月二十九日受理
特定秘密保護法の即時廃止に関する請願
請願者 東京都葛飾区 河内登久子 外七百二十一
名

紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第九五一号 平成三十一年三月二十九日受理
特定秘密保護法の即時廃止に関する請願
請願者 高知市 福永妙子 外七百二十一
名

紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第九五二号 平成三十一年三月二十九日受理
特定秘密保護法の即時廃止に関する請願
請願者 東京都葛飾区 坂口順子 外七百二十一
名

紹介議員 武田 良介君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第九五三号 平成三十一年三月二十九日受理
特定秘密保護法の即時廃止に関する請願
請願者 大阪市 林啓太 外七百二十一
名

紹介議員 辰巳孝太郎君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第九五四号 平成三十一年三月二十九日受理
特定秘密保護法の即時廃止に関する請願
請願者 東京都葛飾区 井口カオル 外七百二十一
名

紹介議員 仁比 聡平君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第九五五号 平成三十一年三月二十九日受理
特定秘密保護法の即時廃止に関する請願
請願者 東京都葛飾区 橋本毅 外七百二十一
名

紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第九五六号 平成三十一年三月二十九日受理
特定秘密保護法の即時廃止に関する請願
請願者 東京都葛飾区 倉井隆 外七百二十一
名

紹介議員 山添 拓君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一〇四一号 平成三十一年四月一日受理
保育の拡充等に関する請願
請願者 東京都台東区 森田啓子 外四十
五名

紹介議員 山添 拓君
この請願の趣旨は、第七七号と同じである。

第一〇四二号 平成三十一年四月一日受理
マイナンバー制度の中止・廃止に関する請願
請願者 東京都大田区 片桐竹詞 外三百
十四名

紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。

第一〇四三号 平成三十一年四月一日受理
マイナンバー制度の中止・廃止に関する請願
請願者 東京都品川区 上岡節子 外三百
十四名

紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。

第一〇四四号 平成三十一年四月一日受理
マイナンバー制度の中止・廃止に関する請願
請願者 福島県石川郡古殿町 水野利春 外三百十四名

紹介議員 岩淵 友君
この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。

第一〇四五号 平成三十一年四月一日受理
マイナンバー制度の中止・廃止に関する請願
請願者 北海道帯広市 有坂美代子 外三百
十四名

紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。

第一〇四六号 平成三十一年四月一日受理
マイナンバー制度の中止・廃止に関する請願
請願者 東京都大田区 矢島清 外三百十
四名

紹介議員 吉良よし子君
この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。

第一〇四七号 平成三十一年四月一日受理
マイナンバー制度の中止・廃止に関する請願
請願者 京都市 中西典子 外三百十四名

紹介議員 倉林 明子君
この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。

第一〇四八号 平成三十一年四月一日受理
マイナンバー制度の中止・廃止に関する請願
請願者 広島県庄原市 今岡美登利 外三
百十四名

紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。

第一〇四九号 平成三十一年四月一日受理
マイナンバー制度の中止・廃止に関する請願
請願者 広島県庄原市 青柳和美 外三百
二十三名

紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。

第一〇五〇号 平成三十一年四月一日受理
マイナンバー制度の中止・廃止に関する請願

請願者 広島県庄原市 古家清香 外三百十四名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。

第一〇五二号 平成三十一年四月一日受理

マイナンバー制度の中止・廃止に関する請願

請願者 山形県南陽市 鈴木ひとみ 外三百十四名

紹介議員 武田 良介君

この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。

第一〇五三号 平成三十一年四月一日受理

マイナンバー制度の中止・廃止に関する請願

請願者 大阪府 青木木綿子 外三百十四名

紹介議員 辰巳孝太郎君

この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。

第一〇五四号 平成三十一年四月一日受理

マイナンバー制度の中止・廃止に関する請願

請願者 埼玉県新座市 条生八重子 外三百十四名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。

第一〇五五号 平成三十一年四月一日受理

マイナンバー制度の中止・廃止に関する請願

請願者 東京都大田区 野口良子 外三百十四名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。

第一〇五七号 平成三十一年四月一日受理

マイナンバー制度の中止・廃止に関する請願

請願者 東京都大田区 池尾知通 外三百十四名

紹介議員 山添 拓君

この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。

第一〇五六号 平成三十一年四月一日受理

街のスナックを守ることに関する請願

請願者 和歌山市 松浦清 外二千五百九十一名

紹介議員 辰巳孝太郎君

風俗営業適正化法（風営法）による取締りによって、健全な飲食店の経営者が突然、逮捕・勾留され、五十万円～二百万円もの罰金を払わされる事例が相次いでいる。こうした警察による取締りの根拠とされているのが、風俗営業の許可を必要とする時代遅れの接待基準である。警察庁は、風営法の運用基準で接待行為を例示している。そこでは、（一）談笑やお酌をする、（二）カラオケを勧める、デュエットや手拍子、拍手をする、（三）客とダンスをするなどを許可が必要な接待に当たるとしている。客におしほりを手渡すことを接待として厳しく取り締まる県警もある。このようなことが行われたら、安心して営業することはできない。スナックは街の社交場であり、オアシスである。楽しく語り合い、情報を交換し、歌い、飲んで、食べて、明日への活力を与えてくれる場である。困り事や悩みを耳を傾けてくれる経営者に命を救われた人もいる。大切な役割を果たしている健全なスナックを潰すような行き過ぎた取締りや運用基準は正すべきである。

ついで、次の事項について実現を図られたい。

一、バー・スナック等、酒類提供飲食店を風営法の接待飲食店営業の対象から外すこと。

二、警察庁の解釈運用基準を時代に合ったものに改正し、談笑、お酌、カラオケなど「おもてなし」に当たる行為を風俗営業の「接待」から外すこと。

三、「基本的人権に配慮し、職権が濫用されることのないよう留意する」とした国会の附帯決議を守り、警察の立入りは指導を中心とし、経営者などをいきなり逮捕しないこと。

第一〇五七号 平成三十一年四月一日受理

特定秘密の保護に関する法律の撤廃に関する請願

請願者 茨城県日立市 大吉政枝 外五十四名

紹介議員 武田 良介君

「特定秘密の保護に関する法律」では、何が秘密かが秘密であり、特定秘密を漏らしたとされた人・知ろうとした人、さらに、それらの行為を共謀・教唆・煽動したとする人も処罰対象となり重罰が科せられる。裁判でも特定秘密の不開示が無罪の弁明ができず、暗黒裁判となる。国会の活動も制限される。同法は、日本国憲法の基本原理である国民主権、平和主義、基本的人権尊重を根本から踏みじり、日本をアメリカと共に海外で戦争する国へ変える戦争法と言わざるを得ない。短期間の国会審議でも憲法と相入れない同法の本質が明らかになり、反対の世論と運動は全国で急速に巻き起こり、各種世論調査で反対が過半数、慎重・徹底審議が七・八割となり、各界・各層・各分野の反対声明が続々と出された。また、国連機関や外国メディアなどからの批判も相次いだ。安倍内閣と自民党・公明党がこのような反対や批判を無視し、国会内の多数を頼みに審議を突然打ち切り、採決を強行するなど、民意と議会制民主主義を全くないがしろにした国会運営に終始したことは大問題である。同法の内容や審議方法から、この法が憲法に適合すると認めることは到底できず、国民の多くは成立後も怒りと不安を募らせている。

ついで、次の事項について実現を図られたい。

一、「特定秘密の保護に関する法律」を撤廃すること。

第一〇五七号 平成三十一年四月一日受理

安倍政権は、二〇一七年四月実施を予定していた消費税率一〇％への引上げを二年半先送りにした。これは、消費税八％とアベノミクスの失敗を証明するものにほかならない。国内総生産（GDP）は落ち込み、個人消費はマイナスとなり、実質賃金も減少が続いている。食料品や新聞などを八％に据え置く複数（軽減）税率の導入も先送りになる見通しである。軽減とはまやかして、一世帯当たり六・二万円の大増税であり、適格請求書（インボイス）が義務付けられることで約五百万の免税事業者が商取引から排除される。そもそも消費税は、低所得者ほど負担が重く不公平な最悪の大衆課税である。今必要なのは、増税の先送りではなく、きっぱり中止することである。そして、税率を五％に戻し、免税点も元の三千万円に引き上げて、中小業者・国民の苦難を軽減することである。そうしてこそ、地域の経済を活性化させ、景気を回復することができる。また、生活費非課税、応能負担というあるべき税制の原則から、所得税最高税率、法人税を引き上げ、将来的には消費税廃止への道を真剣に検討するべきである。マイナンバー制度は、国民監視・選別化、徴税強化と福祉削減、情報漏えい・成り済まし犯罪の拡大など、日本社会に弊害と混乱を招く。憲法第十三条が保障するプライバシー権を侵害することとして全国一斉訴訟まで起こっている。このような危険な制度は中止するべきである。

ついで、次の事項について実現を図られたい。

一、プライバシー権を侵害するマイナンバー制度は中止すること。

第一〇五七号 平成三十一年四月一日受理

第一一一七号 平成三十一年四月二日受理

プライバシー権侵害のマイナンバー制度を中止する請願

請願者 大阪府 大城貴之 外千六百八十六名

紹介議員 辰巳孝太郎君

第一一二三号 平成三十一年四月三日受理

学童保育（放課後児童健全育成事業）の「従うべき基準」を堅持することが実現できる財政措置に関する請願

請願者 山形県寒河江市 柴田哲也 外二千九百九十九名

紹介議員 舟山 康江君

第一一二三号 平成三十一年四月三日受理

学童保育（放課後児童健全育成事業）の「従うべき基準」を堅持することが実現できる財政措置に関する請願

請願者 山形県寒河江市 柴田哲也 外二千九百九十九名

紹介議員 舟山 康江君

第一一二三号 平成三十一年四月三日受理

学童保育（放課後児童健全育成事業）の「従うべき基準」を堅持することが実現できる財政措置に関する請願

請願者 山形県寒河江市 柴田哲也 外二千九百九十九名

紹介議員 舟山 康江君

第一一二三号 平成三十一年四月三日受理

学童保育（放課後児童健全育成事業）の「従うべき基準」を堅持することが実現できる財政措置に関する請願

請願者 山形県寒河江市 柴田哲也 外二千九百九十九名

紹介議員 舟山 康江君

第一一二三号 平成三十一年四月三日受理

学童保育（放課後児童健全育成事業）の「従うべき基準」を堅持することが実現できる財政措置に関する請願

請願者 山形県寒河江市 柴田哲也 外二千九百九十九名

紹介議員 舟山 康江君

第一一二三号 平成三十一年四月三日受理

学童保育（放課後児童健全育成事業）の「従うべき基準」を堅持することが実現できる財政措置に関する請願

請願者 山形県寒河江市 柴田哲也 外二千九百九十九名

紹介議員 舟山 康江君

第一一二三号 平成三十一年四月三日受理

学童保育（放課後児童健全育成事業）の「従うべき基準」を堅持することが実現できる財政措置に関する請願

請願者 山形県寒河江市 柴田哲也 外二千九百九十九名

紹介議員 舟山 康江君

この請願の趣旨は、第五六七号と同じである。

第一一五〇号 平成三十一年四月四日受理
プライバシー権侵害のマイナンバー制度を中止することに関する請願

請願者 大阪府岸和田市 酒井輝美 外五百四名

紹介議員 辰巳孝太郎君
この請願の趣旨は、第一一一七号と同じである。

第一一五一号 平成三十一年四月四日受理
学童保育(放課後児童健全育成事業)の「従うべき基準」を堅持することが実現できる財政措置に関する請願

請願者 大阪府富田林市 山室都 外四千九百九十九名

紹介議員 川田 龍平君
この請願の趣旨は、第五六七号と同じである。

令和元年五月七日印刷

令和元年五月八日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

K